

学校法人プール学院
プール学院大学短期大学部
機関別評価結果

平成 28 年 3 月 10 日
一般財団法人短期大学基準協会

プール学院大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 プール学院
理事長	杉山 修一
学 長	蔵田 實
A L O	苅野 正美
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	大阪府堺市南区槇塚台 4-5-1

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
秘書科		80
幼児教育保育学科		90
	合計	170

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

プール学院大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから、平成 28 年 3 月 10 日付で適格と認める。

ただし、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」の「テーマ D 財的資源」に問題が認められるため、その改善を条件として付すこととする。当該指摘事項については、平成 30 年 6 月 30 日までに改善状況の報告を求め、改めて判断を行う。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 26 年 7 月 10 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

130 余年の長きにわたり、「キリスト教精神を根底とする霊的人格教育によって人類の福祉に貢献する」という建学の理念の下、「祈る学校」として日々の礼拝を怠らず、世界への奉仕や社会貢献を常に意識していることなどが、「プール学院ミッションステートメント」として体系的に論じられ、ウェブサイト等で学内外に広く周知徹底されている。

短期大学全体及び各学科の教育目的は、学則に定められ、それぞれの学科において目標とする人材の在り方を掲げており、学習成果は教育目的に対応している。教育目的は、「履修の手引き」やウェブサイトによって学内外に表明され、定期的な点検が行われている。

GPA、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格等の取得者数、授業アンケートや在学生アンケートなど、学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを備えている。また、執行部会議が中心となり関係法規の通達などに注視し、法令順守に努めている。

毎年、学長を委員長とする自己点検・評価委員会において点検・評価を実施していることに加え、各教員による自己点検・評価も行われており、自己点検・評価に全教職員で取り組んでいる。

各学科の学位授与の方針は達成すべき学習成果を明確に示しており、履修の手引きに掲載して学生に周知し、ウェブサイトで公表している。シラバスは、学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に基づき定められ、到達目標、評価方法などの必要な項目が掲載されている。また入学者受け入れの方針は、入試ガイドなどで受験生に周知され、入学手続者には入学前教育を実施している。

教員は、学期の中間時期に行う学生による授業評価の結果を直ちに活用して、後半の授業を改善するよう取り組んでいる。また教学システム「UNIVERSAL PASSPORT EX」を構築して、学習支援を充実させている。学生生活全般について、学生支援センターが学内外の機関と連携して組織的に対応しており、行き届いた支援体制が確立している。就職

については、キャリアサポート委員会の方針に基づき、進路支援のための事務組織であるキャリアサポートセンターが中心となり、教職協働で支援している。

教員組織は短期大学設置基準を充足しており、教員の採用・昇格は関連規程に従い、人事委員会が中心となって行っている。教育研究活動は規程に基づき行われ、各教員の主な研究業績等がウェブサイトに掲載されている。FD活動は「プール学院大学短期大学部 IR・FD 委員会規程」に基づき取り組んでおり、教職員を対象とした FD・SD 研修会等を開催している。

事務組織は規程に基づき整備され、SD 活動も規程を整備し、SD 研修会、職員研修を実施している。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を充足しており、講義室、演習室、ピアノ練習室等、教育施設は各学科に必要なものが整備されている。また、施設設備については規程を定め適切に管理を行っている。

学校法人の財務体質は厳しい状況にあり、経営改善計画に従い、財務の改善を図る必要がある。

理事長は平成 26 年度に全教職員を対象とした「2015 年度学院方針説明会」を開催し、新年度の学院方針や学校法人全体の管理運営体制を説明するなど、理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。学長は短期大学運営に関する見識を有しており、議長として教授会を適切に運営している。

監事は、寄附行為に基づき学校法人の業務及び財産の状況について監査し、適切に業務を行っている。また、評議員会は理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織され、理事長の諮問機関として適切に運営されており、ガバナンスが機能している。教育情報の公表及び財務情報の公開はウェブサイトで行われている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の理念に加え、目指す人間像、組織や経営の理念を示す「プール学院ミッションステートメント」を定めている。「学院新入教職員礼拝」や全教職員が出席する創立記念日に行われる「全学院研修会」において、建学の理念等を確認し、共通理解を図っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 学生支援センターには、カウンセラーなどのスタッフが常駐しており、学生の情報を一元的に集め、学習、進路、対人関係、心身の健康など様々な相談に応じている。さらに学生への支援内容や方針を検討する「ケース会議」を行うなど、学生のサポート体制の中核として機能している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 理事会の活性化と理事の職務能力等の開発を目的とした理事研修会を平成 26 年度から実施している。また、評議員にも同じく理事研修会への参加を促し、その資質向上に努めている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

なし

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 過去 3 か年、短期大学部門において若干の好転はみられるものの、学校法人全体及び短期大学部門の帰属収支の支出超過が続いている。また、余裕資金に比べて負債がやや多いので、経営改善計画を着実に実施する必要がある。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

130余年の長きにわたり、「キリスト教精神を根底とする霊的人格教育によって人類の福祉に貢献する」という建学の理念の下、「祈る学校」として日々の礼拝を怠らず、世界への奉仕や社会貢献を常に意識していることなどが、「プール学院ミッションステートメント」として体系的に論じられ、ウェブサイトや「STUDENT HANDBOOK」などにより学内外に広く周知徹底されている。さらに、創立140周年に向けて建学の理念をビジュアル的に表現するものとしてコミュニケーションマークを企画するなど、改善計画も実施されている。

短期大学全体及び各学科の教育目的は、学則に定められ、それぞれの学科において目標とする人材の在り方を掲げており、学習成果は教育目的に対応している。教育目的は、「履修の手引き」やウェブサイトによって学内外に表明され、定期的な点検が行われている。

短期大学としての教育課程編成・実施の方針と学科ごとの教育課程編成・実施の方針を定めている。さらに教育課程編成・実施の方針に示す学習成果と連動した各学科のカリキュラムマップを作成し、履修の手引きなどに掲載するなど履修する学生に分かりやすく示されている。また、GPA、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格等の取得者数、授業アンケートや在学生アンケートなど、学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを備えている。

さらに、執行部会議が中心となり法令改正や通達に注視し、学校教育法、短期大学設置基準、教育職員免許法、児童福祉法施行規則等の関係法規を順守している。将来的な法令改正等に関する情報収集と現行制度への理解を深めるために、外部の研修会や説明会に積極的に教職員を出席させ、情報収集に努めている。

自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、副学長、各学科長、教務部長、事務局長、総務課長等の構成員により、毎年計画的に実施されており、重要事項については、年度の方針や目標に反映するとともに、全教職員で共有している。各教員には、担当科目をはじめ短期大学運営、研究活動、社会的活動など幅広く自己点検・評価を求め、教員から提出された報告書は「教育・研究・大学運営に関する自己評価報告書」にまとめられ、図書館において公開されている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科の学位授与の方針は、資質・能力・知識・技能等、達成すべき学習成果を明確に示しており、履修の手引きに掲載して学生に周知し、ウェブサイトで公表している。学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針を定め、その方針に従って教育課程は体系的に編成され、主体的な学習により学習成果が獲得できるように授業科目を配置している。シラバスには、到達目標、評価方法などの必要な項目が掲載されている。

入学者受け入れの方針は、入試ガイドなどで受験生に周知にされ、求める人物像に即した学生を受け入れるため、多様な入学者選抜方法を設けている。入試体制は整っており、入学者選抜を適正に行っている。入学手続者には、短期大学での円滑な学習に備え、入学前教育を実施している。なお、「指定校推薦入学選考」が実施されていることについては、入試ガイドや募集要項に記載する必要がある。

学習成果は、期末試験、レポート、提出物、資格取得状況や就職率、「学びと指導の記録」、「履修カルテ」等により、それぞれ総合的に測定されている。各学科とも、専門性をもって社会に役立つ人材の育成に向け、資格取得に力を入れており、大部分の学生が2年間で資格・免許を取得して就職を果たしていることから、学習成果は、一定期間内で獲得できるよう設定されている。

卒業生の評価は、企業訪問や実習訪問の際、教職員が聴取している。平成26年度に実施された卒業生の進路先からの評価アンケート実施先は両学科とも少なく、回収も半数程度にとどまっているため、継続的な調査の実施・工夫が望まれる。

教員は、学則及び履修規程等に基づいて学習成果を評価し、学期の中間時期に行う学生による授業評価の結果を直ちに活用して、後半の授業を改善するよう取り組んでいる。担当科目の成績比率を学内に公開するなど、教育の質保証が十分になされている。全学及び学科単位でFD活動を積極的に行って、教育内容の更なる改善・向上を図っている。また、職員は、職務において学習に必要な支援を丁寧に行い、SD活動により資質向上に努めている。

学習支援として各種ガイダンスを実施し、履修に必要な指導を行って、学習成果の獲得につなげている。また、教員は、教学システム「UNIVERSAL PASSPORT EX」で担当学生の各科目の成績を閲覧することができ、適宜、各学生の成績等を確認することによって総合的な学生の学習成果の把握に努め、学習支援を充実させている。基礎学力が不足する学生には、個々の状況に合わせた指導を行っている。

学生生活では、教員によるチューター制の下、学生一人ひとりに対し、学習はもとより学生生活全般に関して、丁寧な指導と支援を日常的に行っている。学生のような悩みに関しては、学生支援センターが、学内外の機関と連携して組織的に対応しており、行き届いた支援体制が確立している。課外活動の支援組織、心身の健康管理体制、独自の奨学金制度、バリアフリー化などによる障がい者への支援体制などが整備されており、全学的な支援がなされている。

就職については、キャリアサポートセンターが主体となり、継続的な就職ガイダンスや個別面談、就職支援システムの導入、キャリア形成科目の設置など、教職協働で支援している。四年制大学への編入や海外留学に関しては、情報提供やガイダンスを行い、適切に対応している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、各教育課程に必要な教員を適正に配置しており、短期大学設置基準を充足している。教員の採用・昇格については関連規程を整備し、人事委員会が中心となって適切に行っている。

教育研究活動は規程に基づき行われ、各教員の主な研究業績や社会貢献活動はウェブサイトに掲載している。また、研究成果を発表する場として併設大学と合同で「プール学院大学研究紀要」を発行するなど研究環境は整備されている。FD 活動は「プール学院大学短期大学部 IR・FD 委員会規程」に基づき取り組んでおり、教職員を対象とした FD・SD 研修会のほか、学科ごとに FD 活動を行っている。

事務組織は「学校法人プール学院組織規程」に基づき体制を整え、短期大学部事務局には事務局長を置き指揮監督を行っており、学長の下、責任体制が明確化している。SD 活動は規程に基づき委員会を整備し、SD 研修会、職員研修を実施するとともに、職員は FD・SD 研修にも参加している。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を充足しており、講義室、演習室、ピアノ練習室のほか、教育施設も各学科に必要なものが整備されている。図書館も併設大学と共用であり、蔵書数、座席数ほか、学生の利用に十分対応できるようになっている。

施設設備については規程を定め、適切に管理を行っている。火災・地震対策等の危機管理についても規程を定め、消防計画に基づき行っている。なお、学生も参加する防災対策・避難訓練の実施や、非常勤教員への避難経路の周知を行うことが望まれる。

学内はネットワーク環境を整備し、教職員が利用する共有ファイルを設けて業務効率化と情報共有に役立てている。コンピュータシステムのセキュリティ対策については、学術情報課に専門の専任職員を配置しており、データの管理を含め、教職員への技術指導や支援も担当している。また、各学科に情報処理演習に関する科目を配置するとともに、コンピュータ教室などのパソコンは授業だけではなく自習にも使用可能となっている。

財的資源に関しては、過去 3 か年連続して学校法人全体及び短期大学部門の帰属収支が支出超過になっている。短期大学部門の帰属収支の支出超過は減少の傾向を示しているものの更なる改善が望まれる。また、余裕資金に比べて負債がやや多い。

学校法人も十分認識しているとおおり、学生の確保により収入面の増強を図り、単年度ベースでの収支を均衡させていくことが最大の課題になっている。学校法人全体の中・長期計画である「経営改善計画」に基づき、平成 25 年度より教職員一丸となつての取り組みが進められている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の理念をよく理解し、平成 25 年に「プール学院ミッションステートメント」を定め、併設校を含めた全教職員の交流の場として全学院研修会を開催するなど、学校法人の運営及び発展にリーダーシップを発揮している。理事会は、寄附行為に基づき、適切に開催されている。また平成 26 年度に全教職員を対象とした「2015 年度学院方針説

明会」を開催し、理事長は、学長、中学校・高等学校長、法人事務局長とともに新年度の学院方針や学校法人全体の管理運営体制を説明するなどし、理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。さらに理事会の活性化と理事の職務能力等の開発を目的とした理事研修会を平成 26 年度から実施し理事会の活性化に努めている。

学長は、「プール学院大学短期大学部学長選考規程」に基づき選考されている。学長は 2 年間にわたり副学長として前学長を補佐した経験もあり、短期大学運営にリーダーシップを発揮している。

教授会は学則及び規程に基づき開催され、学則や教育課程などの重要事項を審議している。さらに併設大学と共通の事項については、規程に基づき併設大学と合同の教授会で審議している。教授会の下に各種委員会が設置され、規程に基づき適切に運営しており、教学運営体制が確立している。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出し、適切に業務を行っている。

評議員は理事定数の 2 倍を超え、私立学校法を満たしている。評議員会では、予算、事業計画、寄附行為の変更等、学校法人の運営に関する重要事項が諮問されており、理事長の諮問機関として適切に運営されている。

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年にわたる経営改善計画が策定されており、改革・改善の進捗状況を踏まえて、毎年度更新されている。また予算編成方針を基に、短期大学の予算案は法人本部等と調整の上作成され、評議員会を経て、理事会で決定されており、ガバナンスが適切に機能している。また、教育情報の公表及び財務情報の公開はウェブサイトで行われている。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

地域連携を推進するために、泉大津市、四條畷市及び堺市と包括連携協定を締結し、毎年度「発達障がいに関するフォーラム」を開催している。また、平成26年度には堺市連携事業として、「発達障害個別相談会」も行った。さらに正規授業については、科目等履修生と聴講生を受け入れている。その他、校舎や体育施設を近隣小・中学校のクラブ活動、地域のテニスクラブ、南堺警察署等に貸出すなど地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

さらに大阪府教育委員会、堺市教育委員会、大阪市教育委員会、泉大津市教育委員会、和泉市教育委員会、河内長野市教育委員会、大阪狭山市教育委員会、高石市教育委員会、貝塚市教育委員会、岸和田市教育委員会、橋本市教育委員会、和歌山市教育委員会とも連携協定を締結している。連携協定を締結した行政機関には、自治体の各種委員をはじめ、研修会講師などに教職員を派遣している。

その他「NPO法人すまいるセンター」、「国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）」等の地元の各種機関からの依頼を受け、教職員及び学生は、積極的に各種行事や支援活動に参加している。

地元企業と産業界の発展に努める「堺経営者協会」に会員として加盟し、加盟企業と密接な関係を築いている。特にインターンシップの学生の受け入れや、就職に向けて連携を図っている。また、堺市の伝統工芸であるお香の老舗店と協働し、学生が商品企画から商品開発・製造・販売を行う「やまとなでし香」プロジェクトを継続的に行うなど、個別の企業と協働したプログラムも実施し、社会人基礎力の育成につなげている。

学園の菜園を活用して、幼児教育保育学科の学生が、地域の親子とともに菜園で作物を収穫し、その作物を使って造形活動や料理をする地域子育て支援事業「ぽてっこクラブ」を実施するなど、地域の子育て支援に貢献している。

聖ナタナエル教会の被災地支援ボランティアとして、平成26年8月25日から29日の5日間、学生と教職員が岩手県気仙沼市・陸前高田市を拠点に活動し地域に貢献している。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

○ 堺市などと連携した「発達障がいに関するフォーラム」、堺市連携事業としての「発達

障害個別相談会」、学園の菜園を活用しての地域子育て支援事業「ぽてっこクラブ」、聖
ナタナエル教会の被災地支援ボランティアへの教職員と学生の参加は、建学の理念に合
致した、当該短期大学の特色が表れている取り組みである。